

令和7年度 市税の減免制度のご案内

災害や生活困窮などにより市税の納付が難しい方は、申請により市税の減免を受けられる場合がありますので、**納税通知書到着後**、お近くの市税事務所にご相談ください。

なお、**申請は、税金ごとの各納期限まで**となります。（※ **減免割合は、事由により異なります。**）

（１）個人市民税 【納期限】 １期：６月３０日、２期：９月１日、３期：１０月３１日、４期：２月２日

ア 災害による被害を受けた場合（R7.1.1 以後に発生した災害が対象となります。）

事 由	必 要 書 類
納税者が死亡 又は 生活保護を受けるとき（※１）	◆ り災証明書又は被災届出書兼受理書（写し可）
納税者が障害者となったとき（※２）	◆ 生活保護受給証明書（※１の場合） ◆ 障害者手帳の写し等（※２の場合）
所有する住宅や家財に損害が生じたとき （損害金額がその被災前の価格の 3/10 以上で、前年の 合計所得金額が 1000 万円以下のとき）	◆ り災証明書又は被災届出書兼受理書（写し可） ◆ 修理・建替・買替の費用がわかるもの（領収書 など） ◆ 保険金・損害賠償金などの金額がわかるもの

イ 生活困窮等の場合

事 由	必 要 書 類
生活保護を受けているとき	◆ 生活保護受給証明書
生活困窮であるとき （生活保護基準を下回り、公私の扶助を受けているとき）	◆ 扶助が確認できる書類（児童扶養手当証書 など） ◆ 収入・資産がわかる書類（年金受給証、預金通帳 など） * 資産の規模・保有状況によります（詳細はご相談ください。）。
所得が前年の半分以下となったとき（見込み含む） （前年の合計所得金額が 300 万円以下のとき）	◆ 所得が前年の半分以下となることがわかるもの（源泉徴収票 など）
勤労学生（所得税の勤労学生控除を受けているとき など）	◆ 学生証 又は 在学証明書 など

（２）固定資産税 【納期限】 １期：４月３０日、２期：７月３１日、３期：１２月２５日、４期：３月２日

ア 災害による被害を受けた場合（R7.1.1 以後に発生した災害が対象となります。）

事 由	必 要 書 類
[土地] 被害面積の割合が 2/10 以上のとき	◆ り災証明書（写し可。発行されない場合は、り災したことが分かる書類。） * 減免割合は被害の程度によります（実地調査で確認します。）。
[家屋] ① 全壊又は復旧不能のとき	
② 家屋の価値が 2/10 以上減少したとき	
③ 床上浸水のとき ④ 全焼・半焼のとき	

イ 生活困窮等の場合

事 由	必 要 書 類
生活保護を受けている方が所有する自己居住用資産	◆ 生活保護受給証明書
生活困窮の方が所有する自己居住用資産 （生活保護基準を下回り、公私の扶助を受けているとき）	◆ 扶助が確認できる書類（児童扶養手当証書 など） ◆ 収入・資産がわかる書類（年金受給証、預金通帳 など） * 資産の規模・保有状況によります（詳細はご相談ください。）。

ウ 公益上の理由による減免（注）

事 由	必 要 書 類
自治会等の用に供する固定資産（マンション管理組合等の自治会類似の固定資産を含む）	◆ 自治会等の規約（マンション管理規約） ◆ 配置図（土地）・平面図（家屋）
防火水槽用地（消防署から認められているもの）	◆ 防火水槽水利台帳への登録が確認できる書類 ◆ 防火水槽の位置がわかる図面

注 自治会等の用に供する固定資産、防火水槽用地については、一度減免申請書を提出し、引き続き同じ用途で使用されている場合は、翌年度以降の減免申請は不要です。（ただし、必要に応じて利用実態を調査する場合があります。）
減免対象となる資産の使用状況や、自治会等の代表者に変更がある場合は、ご連絡ください。

裏面もご覧ください。

(3) 軽自動車税(種別割)

【納期限】全期：6月2日

ア 災害による被害を受けた場合 (R7.4.1 以後に発生した災害が対象となります。)

事 由	必 要 書 類
天災その他の災害により損傷した軽自動車等 (修繕しないと使用できない場合)	◆ り災証明書又は被災届出書兼受理書(写しも可) ◆ 損傷した軽自動車等の写真 ◆ 車検証等の写し ◆ 修理の費用がわかるもの(領収書 など)

イ 生活困窮等の場合

事 由	必 要 書 類
生活保護を受けている方が所有し、自ら使用する軽自動車等(1台のみ)	◆ 生活保護受給証明書

ウ 障害のある方が所有する軽自動車等(注)

事 由	必 要 書 類
障害のある方 又は その方と生計が同一の親族の方が所有し、もっぱら障害のある方のために使用する軽自動車等(障害のある方1人につき1台のみ)	◆ 車検証等の写し ◆ 運転者の運転免許証の写し ◆ 障害者手帳の写し等 ◆ 自立支援医療受給者証の写し(精神障害の方のみ) ◆ 常時介護していることがわかる書類(誓約書、軽自動車運行計画書、運行計画に相違ない旨の学校等による証明書(※の場合))
障害のある方のみの世帯の方 又は それらの方を常時介護する親族の方が所有する軽自動車等で、障害のある方の通学・通院等のために週3回以上その親族の方が使用するもの(障害のある方1人につき1台のみ)(※)	* 前年度提出していただいた書類で減免事由が確認できる場合は、今年度の必要書類を省略できます。ただし、「常時介護していることがわかる書類」については毎年度の提出をお願いします。
構造上もっぱら障害のある方が利用しやすいよう、特別の構造・仕様に製造・改造された軽自動車等	◆ 車検証等の写し ◆ 仕様書や写真等

注 軽自動車税(種別割)の減免申請は、納税通知書発送(5月9日頃を予定)前に事前申請も受け付けています。

受付・お問い合わせ先

東部市税事務所 (担当区：中央区・若葉区・緑区)			西部市税事務所 (担当区：花見川区・稲毛区・美浜区)		
市民税課	個人市民税	☎043-233-8140	市民税課	個人市民税	☎043-270-3140
	軽自動車税	☎043-233-8137		軽自動車税	☎043-270-3137
資産税課	固定資産税(土地)	☎043-233-8143	資産税課	固定資産税(土地)	☎043-270-3143
	固定資産税(家屋)	☎043-233-8145		固定資産税(家屋)	☎043-270-3145

<出張所での受付>

上記2市税事務所のほか、お近くの市税出張所でも申請書の受付をいたします。

中央市税出張所	☎043-221-2136	花見川市税出張所	☎043-275-6293
緑市税出張所	☎043-292-8124	稲毛市税出張所	☎043-284-6124

納税通知書に同封する案内文や市ホームページ(市税の減免制度のご案内)等で減免制度をご確認いただけますので、令和8年度以降は本案内(「市税の減免制度のご案内」)の送付を停止させていただきます。何卒、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。